蒲郡市通学路設定及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)に通う 児童生徒(以下「児童等」という。)の安全な通学路を確保するために、通学路設 定及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「通学路」とは、児童等が通学のため通常使用する経路 として校長が指定した道路区間をいう。

(通学路の設定)

- 第3条 通学路の設定は、校長が児童等の居住地区ごとに、通学の集合場所、経路、 交通状況等を勘案して、最も適切な道路及びその区間を通学路として指定するも のとする。
- 2 小学校に係る通学路の設定については、通学の集合場所から学校の出入口まで の道路区間を基本とする。
- 3 校長は、通学路の指定に当たっては、事前に保護者、地区住民と協議し、必要 に応じて蒲郡警察署に相談するものとする。

(通学路設定の基準)

- 第4条 通学路は、最短距離で設定するのではなく、児童等の安全を最優先に次の 事項をできるだけ留意して設定するものとする。
 - (1) 原則として、国、県又は市が管理する道路であること。
 - (2) 原則として、歩車道の区別のある道路とする。ただし、歩車道の区別がない場合には、車の交通量が少なく、道路の幅員が児童等の通行を確保できる状態にあること。
 - (3) 危険な横断箇所には、横断歩道、信号機等が設置されていること、又は交通 指導員、見守り隊、警察官等による交通整理及び誘導を行うことができること。
 - (4) 防犯上の安全が確保できるよう、見通しのきく道路(物陰になりやすいところがない等)であり、児童等が独りになる時間がなるべくなく、周囲に人家があること。

(通学路の指定・変更・廃止)

第5条 校長は、通学路を指定するときは、必要に応じて関係機関と協議の上、直

ちに通学路指定届出書(第1号様式)に地図を添付し、教育委員会に届け出るものとする。

- 2 前項の規定により届出のあった通学路は、特別の事情がない限り変更しないものとする。ただし、やむを得ず通学路を変更又は廃止するときは、校長は通学路変更届出書(第2号様式)又は通学路廃止届出書(第3号様式)に地図を添付し、教育委員会に届け出なければならない。
- 3 校長は、通学路の指定、変更又は廃止を行うときは、児童等、保護者、地区住 民等に対しその旨を周知するとともに、通学路における児童等への交通安全教育 指導を行うものとする。

(補修、修繕等)

- 第6条 校長は、通学路の安全を確保する上で必要がある場合には、教育委員会に 通学路の補修、修繕等の要望をするものとする。
- 2 教育委員会は、前項の要望を受けた場合であって、必要があると認めるときは、 通学路の補修、修繕等を行うことについて、道路管理者又は蒲郡警察署と協議す るものとする。
- 3 校長は、通学路の安全確保のため、通学路を定期的に点検しなければならない。 (教育委員会の指導助言等)
- 第7条 教育委員会は、第5条の規定により届出のあった通学路について、児童等の通学路として適切でないと判断したとき、又は不適切な事態が生じたときは、 校長に指導又は助言を行い、その変更を求めることができる。

(情報提供)

第8条 教育委員会は、通学路の状態、安全状況等に関する情報を得たときは、速やかに校長に情報提供するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通学路の設定及び運営に関し必要な事項は、 教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

学校

校長

通学路指定届出書

下記のとおり通学路を指定するので、蒲郡市通学路設定及び運営要綱第5条第1項の規定により関係図面を添えて届け出ます。

記

1 指定する通学路の使用開始日

年 月 日から

- 2 指定箇所 別紙地図のとおり
- 3 その他

※ 別紙地図には、指定する通学路を起終点が分かるように記載すること。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

学校

校長

通学路変更届出書

下記のとおり通学路を変更するので、蒲郡市通学路設定及び運営要綱第5条第2項の規定により関係図面を添えて届け出ます。

記

1 変更する通学路の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

- 2 変更箇所 別紙地図のとおり
- 3 変更理由
- 4 その他
- ※ 別紙地図には、変更する通学路を起終点が分かるように記載すること。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

学校

校長

通学路廃止届出書

下記のとおり通学路を廃止するので、蒲郡市通学路設定及び運営要綱第5条第2項の規定により関係図面を添えて届け出ます。

記

1 通学路の廃止日

年 月 日

- 2 廃止箇所 別紙地図のとおり
- 3 廃止理由
- 4 その他
- ※ 別紙地図には、廃止する通学路を起終点が分かるように記載すること。